

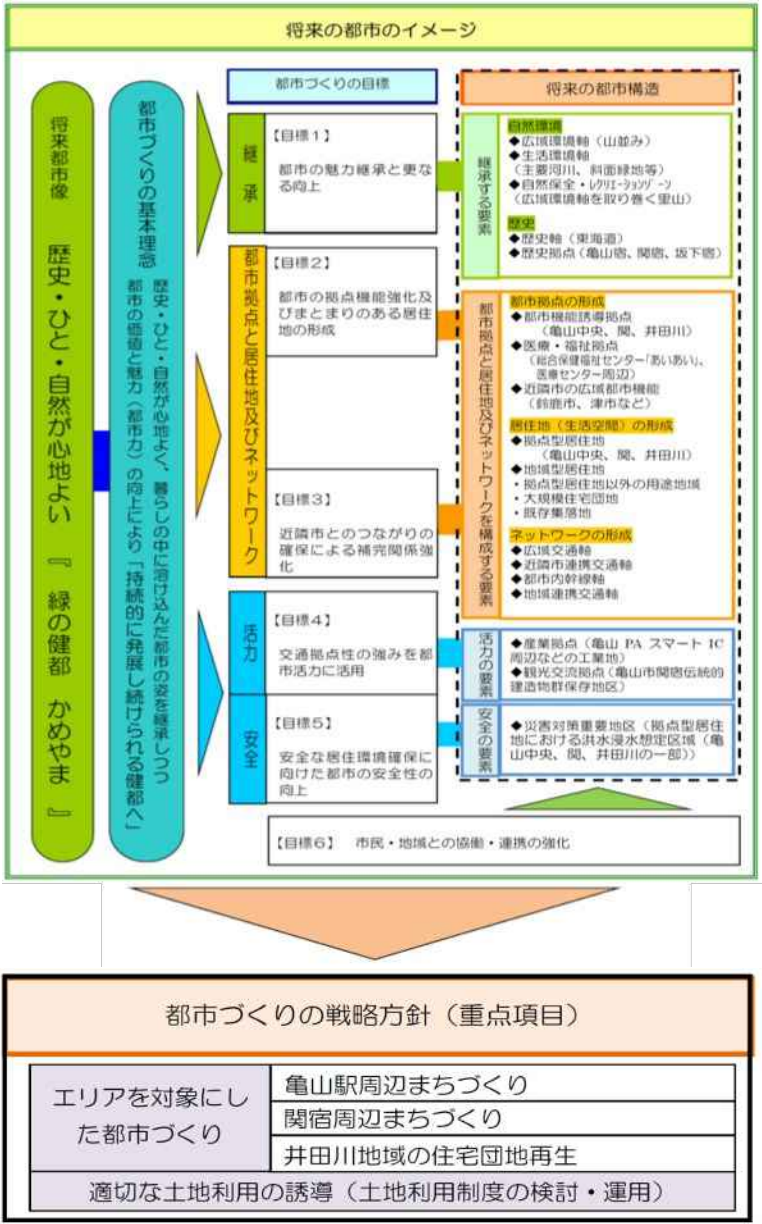
亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和7年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ～ R 9 年
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



■成果指標

成果指標名		単位	現状値 (H27)	実績値 (R7)	目標値 (R7)
1	亀山中央居住誘導区域可住地人口密度	人/ha	42.2	42.6	44.0
2	関居住誘導区域可住地人口密度	人/ha	39.6	34.6	39.0
3	井田川居住誘導区域可住地人口密度	人/ha	66.9	61.7	68.0
4	基幹的公共交通(鉄道)軸徒歩圏人口カバー率	%	14.6	15.0	17.0
5	日常生活サービス施設(鉄道駅を除く)徒歩圏充足率	%	34.6	32.8	36.0

■計画の実績等

取組実績	大規模住宅団地であるみずきが丘及びアイリス町について、令和7年4月に住居系用途地域を指定した。 次期都市マスタープランの策定等に向け、計画策定等の基本的な考え方、検討体制及び検討スケジュールを取りまとめた。また、都市の現況調査や目標値の達成状況等を踏まえた現行計画の総括等を行うとともに、市民アンケート等の市民意向調査、庁内検討組織での調査検討及び亀山市都市計画審議会での意見聴取等を経て、次期都市マスタープランの課題と方向性を取りまとめた。
成果	みずきが丘及びアイリス町に住居系用途地域を指定することにより、将来にわたる良好な住環境の保護につなげることができた。 次期都市マスタープランの策定等に向け、計画策定等における基本的な考え方を取りまとめるとともに、都市の現況調査や目標値の達成状況等を踏まえた現行計画の総括等を行った上で、市民の意向等を踏まえて次期都市マスタープランの課題と方向性を取りまとめるなど、的確に事業進捗を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	1.1 魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進 住宅団地における用途地域の指定を進めたことにより、将来にわたる適正な都市形成に寄与することができた。 コンパクトプラスネットワークによる都市づくりに向けて計画策定等を進めたことにより、持続可能な都市構造の実現に寄与することができた。

反省点・課題	庁内検討組織での調査検討、亀山市都市計画審議会への意見聴取・諮問、ワークショップやパブリックコメント手続等における市民意見等を適切に計画に反映し、第3次亀山市総合計画基本構想における「都市空間形成と土地利用の方針」の具現化に向けた都市づくりの方針を決定するなど、次期都市マスタープランの策定等に向け、的確に事業進捗を図る必要がある。
--------	---

今後の方向性	庁内検討組織での調査検討、亀山市都市計画審議会への意見聴取・諮問、ワークショップやパブリックコメント手続等の意見を適切に計画に反映し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり等に向け、次期都市マスタープランの策定等を行う。
--------	--